

函館市世界遺産登録推進室設置要綱

(設置)

第1条 縄文遺跡群の世界遺産登録を推進するため、教育委員会事務局に世界遺産登録推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 推進室は、縄文遺跡群の世界遺産登録の推進に関する事務を所掌する。

(職員)

第3条 推進室に室長、室次長、主査その他の職員を置く。

2 室長は、生涯学習部次長をもって充てる。

3 室次長は、生涯学習部文化財課長をもって充てる。

4 主査は、生涯学習部文化財課主査のうちから教育長が指定する者をもって充てる。

5 係員は、生涯学習部文化財課係員のうちから教育長が指定する者をもって充てる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。